

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

東日本大震災の被害者の介護保険法第41条第1項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について

東日本大震災の被害者の介護保険法第41条第1項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（平成25年政令第247号）が本日公布されたところである。

改正の趣旨及び留意点は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底の上、適切な対応方御配慮願いたい。

記

第1 改正の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）第3条第4項の規定に基づき、東日本大震災の被害者の介護保険法第41条第1項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成23年政令第274号。以下「令」という。）において、東日本大震災の被害者の権利利益に係る満了日を平成25年8月31日と定めたところである。

今般、令における延長期日の翌日以降においても満了日の延長の措置を継続して実施する必要がある指定介護療養型医療施設の指定に係る権利利益について、延長期日をさらに延長するため、令を改正し、その期日を平成26年2月28日まで延長することとした。

第2 留意事項

1 「東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）」（平成25年2月6日老発0206第1号厚生労働省老健局長通知）第3の3のとおり、令に規定する権利利益のうち、指定介護療養型医療施設の指定を除くものについて、サービスの質の確保等に鑑み、更なる延長を行わない。そこで、今回延長を行わないサービスの事業所がある都道府県においては、これらの介護サービス事業者に対して、以下について御配慮いただきたい。

- ・ 警戒区域等に事業所がある等の事情により、指定の更新の申請を行うことが出来ず、指定等の効力が失われた事業所等（以下「失効事業所等」という。）が新たに指定等の申請を行う際は、既に都道府県知事等に提出している事項に変更がない場合についてはこれらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出がなされたものとする
- ・ 失効事業所等による新たな指定の申請を受け、都道府県知事等が指定を行う際は、当該事業所等に付番されていた事業所番号を再付番すること

2 改正前の令と同様、東日本大震災の被害者が令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者に対し、当該者の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面（特措法第3条第3項に規定する書面をいい、以下「申請書」という。）による満了日の延長の申し出を行わせる必要がある。

なお、申請書については、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問わず、また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものとして受理することとして差し支えない。

3 令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、特措法第3条第4項に基づき、被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置であるので、通常の手続きにより介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定等の更新を行うことのできるものについては、令に基づく延長の措置を適用することなく、介護保険法により指定等の更新を行うこととされている。

〔政 令〕

- 東日本大震災の被害者の介護保険法第四十一条第一項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令(二四七)
- 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令(二四八)
- 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二四九)
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二五〇)
- 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令(二五一)
- 麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二五二)

〔府 令〕

- 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府五五)

〔省 令〕

- 接続料規則の一部を改正する省令(総務八三)
- 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づく造血幹細胞提供支援機関に関する省令(厚生労働九七)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(同九八)
- 道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(国土交通七三)

〔告 示〕

- 租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項の規定に基づき特定投資事業有限責任組合契約を指定した件(内閣府・経済産業四)
- 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件(復興庁五三)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨(昭和六十三年分、平成元年分・平成十一年分、平成二十三年分)を公表する件(総務三三七)

〔資 料〕

国庫歳入歳出状況(平成二十五年年度平成二十五年六月分)(財務省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係
特殊法人等

独立行政法人酒類総合研究所の役員
の任命、独立行政法人医薬品医療機器総合構意見招請、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、平成二十四年度・事業年度決算等(北海道旅客鉄道株式会社・四国旅客鉄道株式会社・九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社・社会保険診療報酬支払基金・農林漁業団体職員共済組合・農水産業協同組合貯金保険機構・日本鉄道共済組合・全国農業会議所)、指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況、東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社工事区間変更関係

一〇

九

四

三

七

六

五

四

三

二

一〇

一〇

四

六

三

四

四

四

四

二

五

四

◇東日本大震災の被害者の介護保険法第四十一条第一項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令(政令第二四七号)(厚生労働省)

1 題名中「介護保険法第四十一条第一項本文の指定等」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定」に改めることとした。(題名関係)

2 東日本大震災の被害者の介護保険法第四十一条第一項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の規定により延長された東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定に係る権利利益の一部について、当該権利利益に係る満了日の限度となる日を平成二五年八月三十一日から平成二六年二月二十八日に延長することとした。(本則関係)

3 この政令は、一部を除き、公布の日から施行することとした。

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令(政令第二四八号)(総務省)

1 別表に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこととした。(本則関係)

2 石油コンビナート等特別防災区域のうち、衣浦地区及び宇部・小野田地区について区域の縮小を行うこととした。(別表関係)

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二四九号)(財務省)

1 地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、愛媛県、山形県及び三重県を題材とする貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。(別表第一関係)

2 地方自治法施行六〇周年記念貨幣の発行枚数を、五〇〇円の貨幣は五、八二〇万枚とすることとし、一、〇〇〇円の貨幣は三五一万枚に改めることとした。(別表第三関係)

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第二五〇号)(環境省)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成二五年法律第三九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二五年九月一日とすることとした。

◇移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第二五一号)(厚生労働省)

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成二四年法律第九〇号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二五年九月一日とすることとした。

◇麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二五二号)(厚生労働省)

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律(平成二五年法律第一七号)の施行期日は、平成二五年一〇月一日とすることとした。

東日本大震災の被害者の介護保険法第四十一条第一項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年八月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百四十七号

東日本大震災の被害者の介護保険法第四十一条第一項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被害者の介護保険法第四十一条第一項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「介護保険法第四十一条第一項本文の指定等」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第四十八條第一項第三号の指定」に改める。

本則中「次に掲げるもの」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八條第一項第三号の指定を受けたことにより、同項本文に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八條第二十六項に規定する介護療養施設サービスを提供することができること」に、「平成二十五年八月三十一日」を「平成二十六年二月二十八日」に改め、本則各号を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定及び本則中「次に掲げるもの」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八條第一項第三号の指定を受けたことにより、同項本文に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八條第二十六項に規定する介護療養施設サービスを提供することができること」に改め、本則各号を削る改正規定は、平成二十五年九月一日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三